

平成30年2月23日
NPO 水漁機構（漁船リース班）

漁船保険の保険金請求並びに保険金受領の権限の委任について

漁船が事故に遭遇し、損害を生じた修繕費を保険請求し受領する場合に、リース事業者が日本漁船保険組合に委任状を提出することで、借受者が日本漁船保険組合に保険金を請求し、受領することが可能となります。
(平成28年6月27日実務担当者説明会資料参照)

リース事業者が日本漁船保険組合に保険金請求並びに保険金受領の権限の委任状を提出します。

なお、保険金請求の詳細については、日本漁船保険組合と相談される対応をお願い申し上げます。

漁船保険の保険金請求の事務手続きについて

I 漁船保険

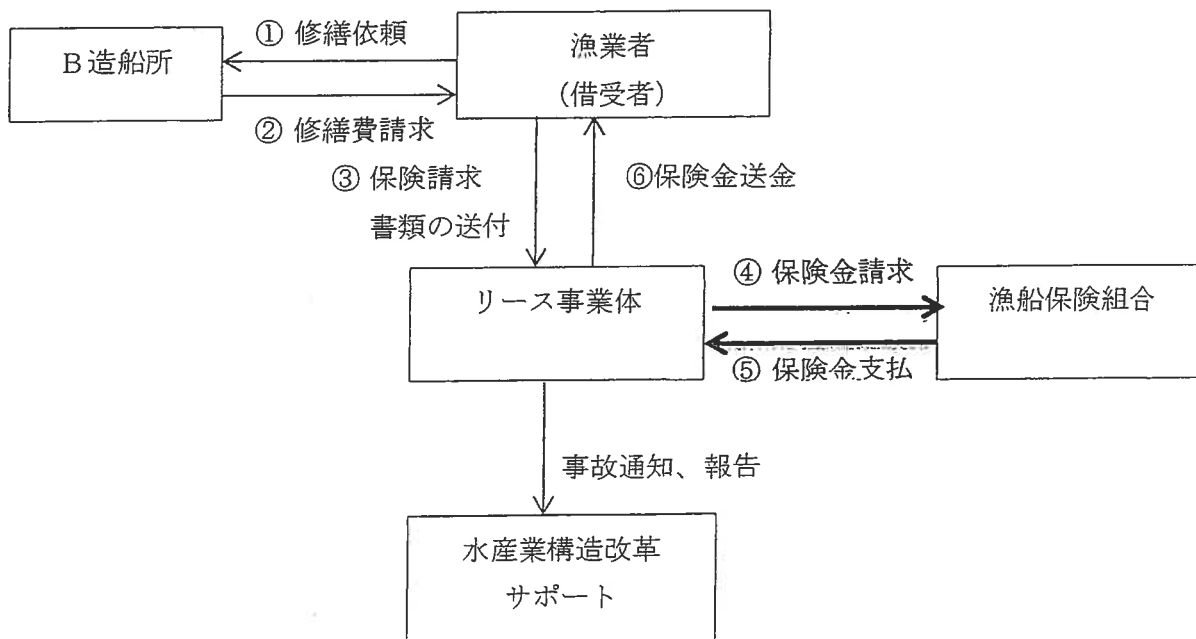
漁船リース契約に基づいて、漁船に対し漁船保険を付保します。
漁業者は、漁船の使用者であり保険料を支払い漁船保険組合の組合員となります。
リース事業体は、漁船の所有者であり保険金を請求し受領できる被保険者となります。
漁船船主責任保険の保険金額は 10 億円の加入を推奨しています。

II 保険金請求の事例

1 事例 1 座礁事故

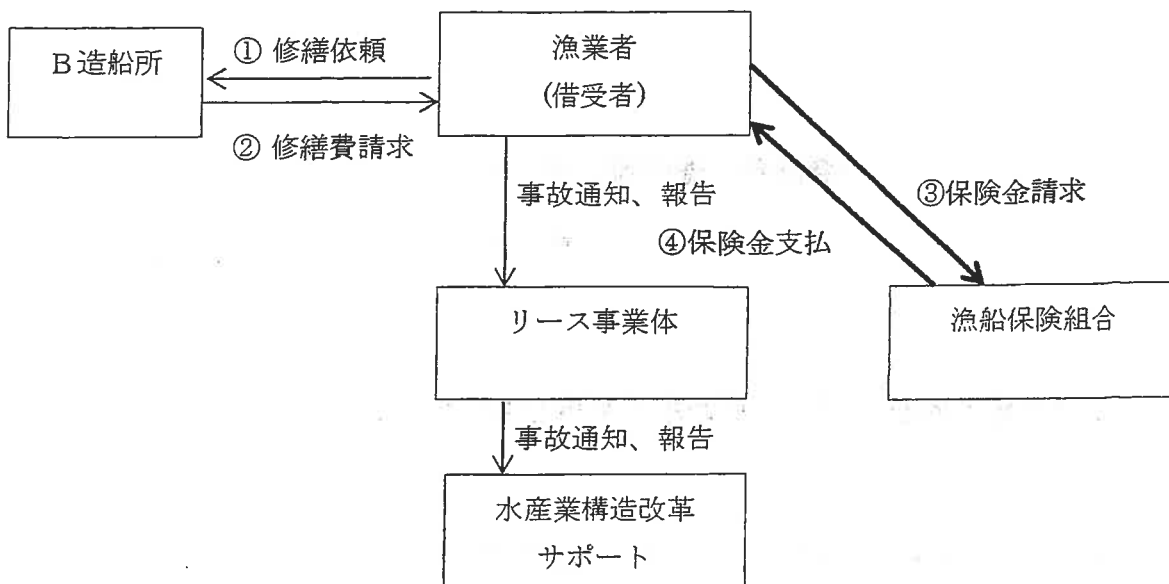
漁業者が操船するリース漁船 A 丸が港外で座礁した。
漁業者は B 造船所に修繕を依頼し、修繕費を漁船保険組合に保険金請求する。

(1) 漁船所有者のリース事業体が A 丸の修繕費を保険金請求する。



(注) 漁船所有者のリース事業体が保険金請求するには、保険金支払請求書、海難報告書、修繕請求書、損傷説明書、損傷写真等の書類が必要となり事故当事者(漁業者)からの書類の入手は困難を極めると考えられますので、実務的には次項(2)の方法で保険金請求することになると考えられます。

- (2) リース事業者からの保険金請求並びに保険金受領に関する委任状(別添「委任状」(例))に基づき、漁業者がA丸の修繕費を漁船保険組合に保険金請求する。



2 事例2 衝突事故

漁船A丸が航行中に船舶C丸と衝突した。

漁船A丸と船舶C丸の示談協定後に、修繕費と賠償金を保険金請求する。

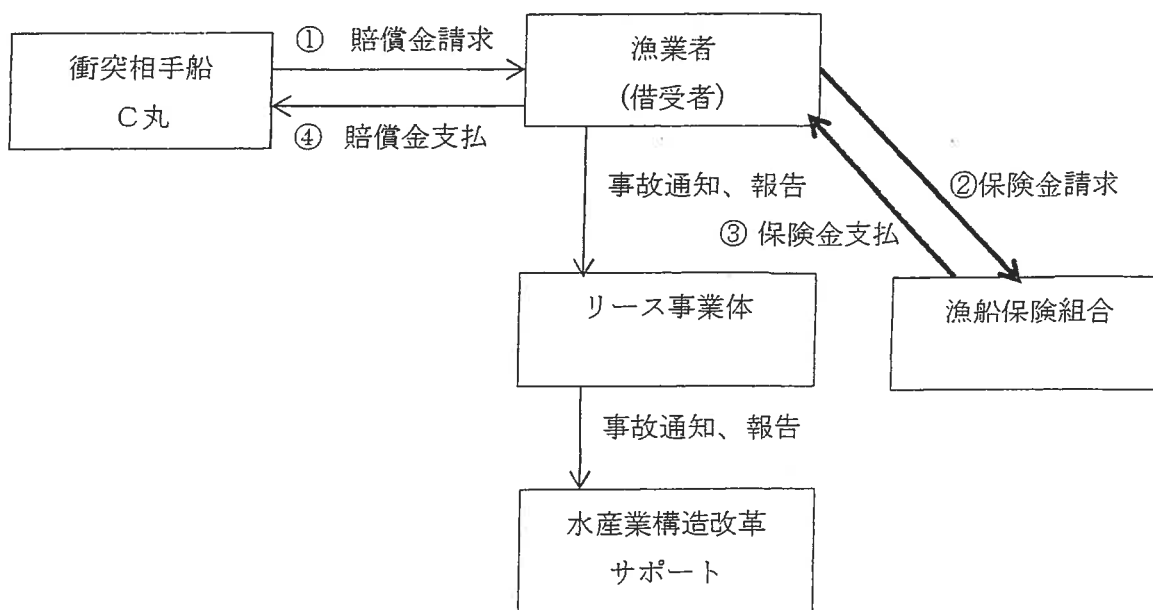
(1) 漁船A丸の修繕費

修繕費を過失相殺した金額を前記1に倣い保険金請求する。

(2) 船舶C丸への賠償金の保険金請求

(漁船船主責任保険は使用者も被保険者になります。)

示談協定に基づいて、漁業者が示談賠償金を保険金請求する。



委任状 (例)

(受任者：借受者) 住 所 _____

氏 名 _____

私は上記の者を代理人と定め次の事項を委任いたします。

保険者日本漁船保険組合 _____ 支所と被保険者 _____ (船舶所有者) 及び組合員 _____ (船舶使用者) の間で成立した漁船保険の保険契約について保険契約 (継続加入した場合はその保険契約) が失効するまでに取り消されないことを条件として、 _____ 丸 (漁船登録番号 _____ - _____) の事故に関して、復元修繕が可能な分損事故 (救助作業含む) が生じた場合、その損害を修繕したことにより支払われる漁船保険金 (救助費用含む) の請求並びに保険金受領に関する一切の権限

平成 年 月 日

(委任者：リース事業者) 住 所 _____

氏 名 _____ (印)